金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　スプレマシーアセットパートナーズ株式会社
２．本店所在地　東京都中央区日本橋箱崎町20番５号ＶＯＲＴ箱崎７階
３．登録番号　関東財務局長（金商）第2431号
４．登録年月日　平成22年７月16日
５．登録の取消年月日　平成28年４月８日

平成 28 年４月 18 日

関東財務局長　乙部　辰良

所得税法第 180 条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 18 日

麻布税務署長　小亦　　斉

届出した者　パンデックスハワイインコーポレイテッド

事務所等の名称　パンデックスハワイインコーポレイテッド

事務所等の所在地　東京都港区西麻布三丁目15番６号

責任者の氏名　根本　陽一

証明書の有効期限　平成30年１月11日

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 18 日

九州地方整備局長　小平田浩司

１　処分をした年月日　平成28年３月23日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　矢野　秀幸　一級建築士　第245902号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、矢野建築設計事務所（鹿児島県知事登録第１－25－221号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 18 日

九州地方整備局長　小平田浩司

１　処分をした年月日　平成28年３月23日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　川辺　治彦　一級建築士　第170538号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、旭企画建築設計事務所（宮崎県知事登録第Ａ－5784号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 18 日

九州地方整備局長　小平田浩司

１　処分をした年月日　平成28年３月23日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　木下　博義　一級建築士　第119772号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、未来工房株式会社一級建築士事務所（長崎県知事登録第125114号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 18 日

九州地方整備局長　小平田浩司

１　処分をした年月日　平成28年３月23日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　南　　稔　一級建築士　第205516号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、南設計（鹿児島県知事登録第１－24－136号）に属した。

構造計算適合判定資格者の登録の消除の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の66第２項において準用する同法第77条の62第１項の規定に基づき、構造計算適合判定資格者の登録を消除したので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 18 日

中国地方整備局長　丸山　隆英

１　処分をした年月日　平成28年３月28日
２　処分を受けた構造計算適合判定資格者の氏名及び登録番号　難波　　稔　第17000011号
３　処分の内容　登録の消除
４　処分の原因となった事実　建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61の規定により、当該構造計算適合判定資格者から、同条第三号に該当するに至った旨の届出があった。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第２６２号

東京都文京区本郷３丁目33番５号
申立人　三菱ＵＦＪニコス株式会社
本籍埼玉県さいたま市南区大谷場２丁目３番、最後の住所埼玉県さいたま市南区大谷場２丁目３番11号、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日平成27年２月27日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和28年12月18日、職業不詳
被相続人　亡　榎本　好行
事務所　埼玉県さいたま市大宮区吉敷町１－62マレーＳ・Ｔビル403　はるか法律事務所
相続財産管理人　弁護士　坪　　篤志

さいたま家庭裁判所

平成２８年（家）第２０号

埼玉県東松山市材木町17番16号
申立人　関根　里美
本籍東京都文京区千駄木２丁目113番地、最後の住所埼玉県日高市大字森戸新田99番地２清雅園、死亡の場所埼玉県日高市、死亡年月日平成27年11月16日、出生の場所中国満洲沙河、出生年月日大正11年８月18日、職業無職
被相続人　亡　椎名[illegible]子
埼玉県東松山市材木町17番16号
相続財産管理人　関根　里美

さいたま家庭裁判所飯能出張所